

皇學館「神道教育」の神髄

— 祖国の盛衰とともに百三十年 —

うえすき ちさと

学校法人皇學館理事長

上杉千郷

一、教育再生の要諦——伝統的倫理・道德の回復

「美しい国、日本」を政権構想として掲げる安倍内閣が発足した。政権の最重要課題には、とくに「百年の計の教育再生」が位置づけられ、安倍首相は首相就任後初の所信表明演説で「公教育の再生」を表明した。「教育再生会議」が設けられ、有識者らによる具体策の検討も始まった。

教育再生の論議は、学校崩壊や青少年犯罪の低年齢化、凶悪化など、深刻化する戦後教育の荒廃を背景に叫ばれるようになった。それは日本人の倫理・道德の低下にほかならず、戦後の公教育が伝統的道德心、公共心の涵養を蔑ろにしてきたツケといえる。

したがって教育再生の最大の目標は、敗戦後、失墜した、わが国伝統の倫理・道德を回復す

ることにほかならない。占領下に制定され、戦後教育を規定してきた現行教育基本法(註)を歴史的に検証し、これを抜本改正することこそが、教育再生のスタートラインである、とわたくしは考える。

近年の教育基本法の改正論議では、新しい法律の条文に「愛国心」を盛り込むかどうか一般には最大の関心事となっているが、同時に忘れてならないのは、戦後六〇年、とくに公教育の場で事実上、全般的に禁止されてきた宗教教育の確立ではなからうか。

歴史を振り返ってみると、日本の宗教教育は、戦争、敗戦、占領と激しく移り変わる時代の荒波に翻弄されてきた。

現行の教育基本法が制定されたのは、昭和二二年三月である。このころ連合国軍総司令部(GHQ)は占領目的に即した教育改変を断行していた。帝国議会では憲法改正が審議され、併行して教育に関する根本法の制定が構想されたのだった。

当初、わが国政府が策定した要綱案は、その前文に「普遍的にして、しかも個性ゆたかな伝統を尊重して、しかも創造的な、文化を目指す教育」と明記し、宗教教育の条項には「宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならない」(傍点筆者)とあった。ところが、これらはGHQの民間情報教育局(CIE)より削除勧告を受けるところとなり、「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」(前文)、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」(第九条第一項)と法案は改められた。「伝統の尊重」「宗教的情操の涵養」が排除されたの

である。

制定公布された日本国憲法の第二〇条第三項は「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定め、教育基本法第九条第二項は「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と規定している。占領政策によって、日本は公教育における宗教教育を禁止されたのである。同じ第二次大戦の敗戦国であるイタリアが、憲法では「国家の世俗性」をうたいながらも、公立学校での宗教教育が存続してきたのとは際立った違いがある。

その違いは日本の神道に対する偏見と誤解に起因するのだろう。

アメリカは戦時中から「国家神道」こそが「軍国主義・超国家主義」の源泉であり、これが「侵略」戦争を導いた、と誤って理解していた。アメリカ国務省は「国家神道の廃止」を方針とし、東京進駐から一カ月後の昭和二〇年一〇月六日、国務省極東部長ヴィンセントはラジオで対日占領政策をアメリカ国民に説明したとき、「日本政府に指導され、強調された神道ならば廃止されるだろう」と述べている。「国家神道」の中心施設と考えられていた靖国神社の「焼却」が噂されるほどで、CIEの大勢は「神道、神社は撲滅せよ」と強硬に主張していた。「国家のために死んだものは、すべて靖国神社にその霊を祀られるようにすることを進言する」という上智大学のビッテル神父のマッカーサー司令官への答申によって靖国神社は守られたが、「宗教を国家より分離する」と規定する、いわゆる神道指令がこの年の暮れに發布され、神道に対する差別的圧迫が加えられることとなった。

ハーグ陸戦条約は、占領軍が被占領国の宗教を尊重すべきことを規定している。しかしGHQはこの戦時国際法の規定に公然と違反して「日本の弱体化」、とりわけ伝統宗教である神道の弱体化を図った。ポツダム宣言には「宗教・思想の自由は確立せらるべし」の項目があったが、多くの神道的宗教慣例が禁止され、同様にして、公教育から伝統的価値観を排除する政策が推進されたのである。

もっとも、責任を占領政策にのみ押しつけることはできない。占領軍の強権の下で制定された憲法や教育基本法を、独立を回復して半世紀以上も手付かずのまま放置してきたのは、わたくしたち日本人自身にほかならないからである。

CIE宗教課職員で、のちに岸本英夫・東大教授とともに当国際宗教研究所の発案者となったW・P・ウッダードの論攷によれば、占領後期、GHQは神道指令の「宗教と国家の分離」を「宗教教団と国家の分離」に条文解釈を変更した。であればこそ、昭和二十四年、松平参議院議長の新参院葬は神式で行われた。二十六年の貞明皇后の御大葬はおおむね皇室の伝統形式に沿って国家的に挙行された。にもかかわらず、神道に対する差別的扱いはその後も引き続き放置されてきたのである。

占領期の教育改変は、明治天皇が教育の原点として国民道徳を親しく国民に語られた教育勅語の排除にも現れている。

孝行、友愛、夫婦の和合など一二の徳目をかけ、戦前の教育の象徴であった教育勅語は、敗戦の翌年に文部省通達によって学校行事での奉読が禁じられ、教育基本法制定の翌年には占